

公益財団法人高千穂交易奨学財団

2026年度 奨学金

奨学生募集要項

1. 奨学金概要

(1) 給付月額：6万円（年額72万円）

給付型（当財団からの奨学金は、返済義務はありません）

他の奨学金（貸与、給付）との併給可

(2) 給付対象期間：

2026年4月から最短修学年限（大学卒業まで）（3年生は2年間）

3年生は、4年生進級時に継続審査を行います。

2027年4月からの給付条件は2027年度の募集要項の通りとなります。

(3) 給付方法：3か月に1度、本人名義の金融機関口座へ振込にて給付

2. 応募資格

以下のいずれの各項にも該当する者

- ・ 日本国籍を有する者
- ・ 関東圏首都圏（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、群馬県、栃木県、山梨県）の大学で最先端技術を学ぶ、理工系大学生
- ・ 2026年4月1日時点において4年制大学の3年生又は4年生である者
- ・ 2026年4月1日時点において30歳未満の者
- ・ 大学入学から前年度までのGPAが2.7以上（4.0満点）である者
GPAは、当財団指定の「GPA計算シート」により計算してください。
- ・ 世帯合計の合計所得金額800万円未満である者
- ・ 大学長、学部長または学科長が推薦する者
- ・ 学業に対する意欲を持ち、努力を続ける者

3. 募集概要

(1) 募集期間

2026年4月1日～2026年5月6日

※応募者が予定数（先着100名）に達した場合は、期限前に締め切ることがあります。

(2) 一次審査（資格確認）期間

2026年5月7日～2026年5月13日

(3) 二次審査期間

2026年5月14日～2026年5月30日

(4) 公表時期

2026年6月中旬

(5) 募集人数

30名程度

4. 応募方法

当財団のホームページの応募フォームに登録して下さい。

応募フォームに必要事項を記入し、別に指定するテーマで小論文をA4サイズ(800～1000字)のWordまたはPDFで作成し提出して下さい。

応募フォーム及び論文テーマは2026年4月1日(水)に公開予定です。

一次審査は登録された内容が応募資格を満たしていることを確認します。

一次審査を合格した応募者にはメールにて、合否の連絡を行います。

一次審査合格者は、下記の書類を提出して下さい。①の推薦書のみ郵送②～⑥の書類はA4縦長のPDFにして1つのファイルにまとめ圧縮の上、当財団事務局宛メール添付により提出をしてください。

(1) 提出書類

① 大学長、学部長または学科長の推薦書

② 顔写真付き学生証(顔写真付き学生証が無い場合は、写真(縦4cm×3cm)を別にPDFで提出して下さい。)

③ 在学証明書

④ 学業成績証明書

・3年生は、1年生から2年生までの成績証明書

・4年生は、1年生から3年生までの成績証明書

・高専から編入した場合

3年生は、高専の4年生から5年生までの成績証明書

4年生は、高専時の成績証明書及び大学3年生の成績証明書

⑤ 家計支持者の直近の収入証明書(「世帯前年の源泉徴収票」若しくは「公的所得証明書」「納税証明書」「申告済収支報告書」等いずれか1書類、前年の世帯年収が分かるものを提出して下さい。)または、非課税証明書。

(2) 提出先メールアドレス

info@tksf.or.jp

5. 問い合わせ先

問い合わせは、当財団事務局宛メールでお願いします。電話でのお問い合わせは、ご遠慮下さい。メールで問い合わせ等をする場合の件名は、「大学・氏名」として下さい。

当財団事務局メールアドレス：info@tksf.or.jp

6. 選考・採用内定

当財団の奨学生選考委員会により選考を行います。

選考結果は、本人に通知いたします。

7. 採用者の手続き

(1) 振込先情報

奨学金の振込先金融機関口座情報（本人名義に限る）を所定の方法により指定する期日までに届け出てください。

(2) 誓約事項及び同意事項

記載事項を確認し、本人が署名のうえ、PDF を指定する期日までに当財団事務局宛てにメールで送ってください。

8. 奨学生の義務

奨学生は次に定める義務を履行する必要があります。

(1) 在籍証明と成績表を期日までに提出すること

(2) 下記の場合、所定の方法により当財団へ届け出ること

① 休学するとき

② 復学するとき

③ 留学するとき

④ 在籍校より停学処分を受けたとき

⑤ 学籍を失ったとき

⑥ 最短修業年限で卒業できる見込みがなくなったとき

⑦ 他の専門学校及び大学等に転学・編入学、転学部（科）することが決まったとき

⑧ 当財団の奨学金受給を辞退するとき

⑨ 当財団に登録した情報等（氏名、住所、電話番号、メールアドレス、振込口座等）に変更があったとき

(3) 卒業後、卒業証（コピー）または卒業証明書を期日までに提出すること

9. 奨学金の一時停止

以下の場合、奨学金の給付を一時停止します。

- ① 休学したとき
- ② 留学したとき
- ③ 「8. 奨学生の義務（1）、（3）」の提出義務を適切に果たさなかったとき

10. 奨学生の資格喪失

下記の事由に該当したときは、当財団の奨学生としての資格を失うこととなります。

- ① 停学となったとき
- ② 学籍を失ったとき（ただし、転学・編入学を除く）
- ③ 奨学生自身が努力を怠ったことなど本人の責めに帰すべき事由により最短修業年限で卒業できないことが確定したとき
- ④ 奨学生より辞退の申し出があったとき
- ⑤ 奨学金の給付一時停止後、当財団が奨学生に提示する停止解除の要件を適切に満たさなかったとき
- ⑥ 正当な理由なく、「8. 奨学生の義務（1）」の提出義務を継続して果たさなかったとき
- ⑦ 学業成績又は品行が著しく不良であるとき
- ⑧ 反社会的勢力と何らかの関わりを有することが判明したとき

11. 個人情報の取扱いについて

応募の際に提出していただく個人情報は、奨学生の募集、選考、採用、及び当財団が奨学金給付事業を継続・遂行するために必要となる業務以外には使用いたしません。

12. その他

当財団の奨学金給付は、卒業後の進路等について制約を課すものではありません。